

平成 28 年（ネ）第 5884 号 原発メーカー訴訟損害賠償請求控訴事件
控訴人 唯野 久子 外
被控訴人 ゼネラル・エレクトリック・ジャパン・ホールディング株式会社
外 2 名

第 3 準備書面

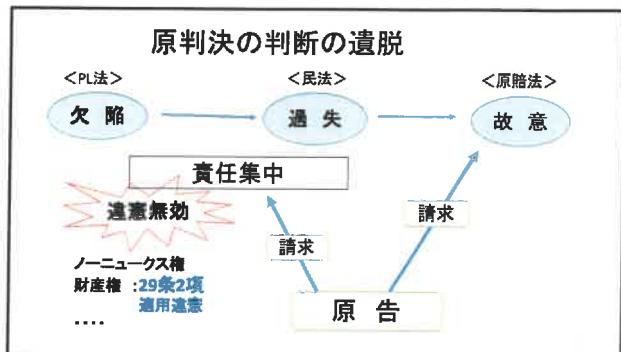
2017 年 9 月 13 日

東京高等裁判所第 20 民事部ハニ係 御中

控訴人ら訴訟復代理人弁護士 寺 田 伸 子
外



以下は、第 1 回口頭弁論期日において、弁論を行う際に使用する書面である。



憲法29条1項

財産権は、これを侵してはならない

- 個人の現に有する具体的な財産上の権利の保障
 - 個人が財産権を共有し得る法制度：私有財産制の保障
 - 財産を取得し保持する権利一般を法制度として保障
- (芦部信喜『憲法』)

憲法29条2項

財産権の内容は、**公共の福祉に適合する**やうに、法律でこれを定める

→ 1項で保障された財産権の内容が、法律によって一般的に制約「**公共の福祉**」に適合するか否かが争点

公共の福祉

- 各人の権利の公平な保障をねらいとする自由国家的公共の福祉
- 各人の人間的な生存の確保を目指す社会国家的公共の福祉
- ...社会的公平と調和の見地

原判決

確かに、原賠法の責任集中制度は…通常の不法行為等により損害を被った者に比して、原子力損害を被った者の財産権の行使の相手方について、一定の制約を加えるもの

原賠法の責任集中制度が憲法29条1項に反して無効である旨の原告の主張は採用することができない

⇒ 29条1項で保障される財産権に「一定の制約を加える」立法が「公共の福祉に適合」するか否かについての判断は？

適用違憲

法令自体は合憲でも、それが当該事件の当事者に適用される限度において違憲

人権の制約…法令自体が違憲無効とまではいえない

↓

違憲的適用の場合を含むような広い解釈に基づいて法令を当該事件に適用するのは違憲

原賠法 免責規定(4条1項および3項)

「確かに、原賠法の責任集中制度は…通常の不法行為等により損害を被った者に比して、原子力損害を被った者の財産権の行使の相手方について、一定の制約を加えるもの」

- ①原発メーカーに重過失が認められること
- ②原発事故による被害の規模が、原賠法の想定を大きく上回ること

⇒いずれも満たす場合にまで免責規定を適用することは、公共の福祉に適合せず、当該事件の当事者に適用される限度において違憲

【本件原発事故被害の特殊性】

①原子炉の欠陥・被告らの重過失

②被害金額が原賠法の想定外

※「政府としては賠償措置額をこえるような大規模な災害は先ず生じないと確信」(原告第2準備書面12ページ)

+ 被害者の人権、権利侵害の大きさ・深刻さ

↓
本件原発事故に責任集中制度を適用することは
憲法違反

立法事実の消滅

「立法事実を検証しないまま、ただ憲法と法律の条文だけを概念的に比較して違憲か合憲かを決める憲法判断の方法は、実態に適合しない形式的・観念的な説得力の弱い判決になる可能性がある」

(芦部信喜『憲法』)

原判決は、立法事実について、いっさい検証をしていない

立法事実の消滅 ①

原子力事業の発達の必要性の低下

・原子力需要の低下

　　本件原発事故後の長期間に及ぶ「原発稼働ゼロ」期間

・再生可能エネルギーの発展

　　固定価格買取制度の導入による再生可能エネルギーによる発電量の増加と日本における再生可能エネルギーのポテンシャル

・原子力発電をめぐる世界の情勢

　　ドイツにおける脱原発の決定等

立法事実の消滅 ②

原発事業に対する信頼性の喪失

・安全神話の崩壊

・原子力技術の本質的问题

　　巨大事故の危険性

　　使用済み核燃料の処理方法が確立されていない
　　軍事利用への転用を阻止する手段がない

立法事実の消滅 ③

海外からの立法要求という背景の喪失

米英からの原子力技術の輸入に伴う不当な要請

米・英

原発事業放出の条件として
責任集中制度の導入を強要

日本

立法事実の消滅

原賠法の目的(1条)

被害者の保護 ⇔ 原子力事業の健全な発達



原子力事業の破綻

→ 消滅の危機に瀕する原発メーカー

東芝による原子力事業

日本の原発54基中

東芝が主契約者となっている
原発は18基(3分の1)



東芝 原子力敗戦

2015年

東芝粉飾決算の発覚
⇒ その金額2300億円

赤字は1兆100億円
(2017年3月期連結最終損益)



最大の原因

東芝が買収したウエスチングハウス(WH)の
米原発建設などに関連した
簿外債務
…6253億円



ウエスチングハウス(WH)とは

- 1886～1999年まで存在した米国の総合電機メーカー「ウエスチングハウス・エレクトリック」の原子力事業部門
- 「加圧水型原子炉(PWR)」の開発製造で独占的な地位
- 1999年、英国の「英國核燃料会社(BNFL)」社に売却された
原子力事業 → 現在のWH
- BNFL財政悪化
→ 2005年 WH売却へ



東芝によるWH買収の経緯

世界の原発の趨勢はPWR
東芝は沸騰水型原子炉(BWR)

- ⇒ PWRの技術を手に入れ 海外市場へ
- ⇒ WH売却に入札 6600億円で落札

Marubeni 丸紅株式会社

WH買収をギリギリまで検討したが、直前で「やはりリスクが高すぎる」として離脱

⇒ 東芝は、丸紅が出資予定であった20%の埋め合わせのため新たな出資者探し

⇒ 米ゼネコンのショーレース・グループ(現シカゴ・ブリッジ・アンド・アイアン=CB&I)がプット・オプションの設定を条件に名乗り

原子力立国計画

2006年8月(東芝がWH買収の調印を交わす2か月前)

経産省 原子力立国計画 を発表

-----「原子力産業の国際展開支援」

= 原発輸出(原発パッケージ型輸出)

↓
経産省が絵図を描き、東電と東芝、日立、三菱重工業が遂行する「国策民営」の原発輸出が始まった

東芝のWH買収は新たな国策の第一歩

WHの原子力事業の実態

①2001.9.11米同時多発テロ

→ NRC 米国内の原発に航空機衝突対策を義務付け

②1979年スリーマイル島原発事故

→ 30年間、原発の新設なし

③NRCが原発安全基準の見直し(2011年5月)

WHが手がける新型加圧水型原子炉 AP1000

「技術上の追加的な問題がある」

→ 米国で建設中の4基の原発の安全基準大幅引き上げ

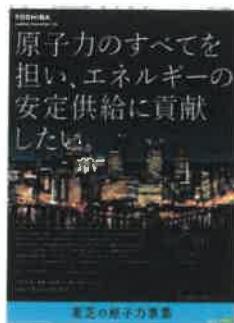
2000億円程度だった1基あたりの建設コストは約1兆円に



2011年2月21日、22日
カラー全面広告

「原子力のすべてを担い、
エネルギーの安定供給に貢献したい」

「いま、地球上で最も重要な仕事を
任されていると思います」



原発パッケージ型輸出

モンゴルを舞台にした「CFS(包括的燃料サービス)」

田窪昭寛氏作成メール

※CFSを経産省、資源エネルギー庁に説明するために作らせた「モンゴル説明資料」と題された2010.10.19付けのメール

【当社のスタンス】

米政府、モンゴル政府からの協力要請、日本政府の支持を前提に、MNIへ協力『民間企業の利益のため』ではなく、『米・モンゴル政府の政策への協力の立場』

⇒ 東芝は国策のために動いた

2011年5月
毎日新聞が日米合意文書を大々的に報じる → モンゴル国民 猛反発
2011年7月
佐々木元社長 → 米エネルギー省のポネマン副長官
今後は反対運動も予想されるため、CFS当事者間でのより緊密な協力が求められると考えられます…日本の震災により原子力産業を取り巻く環境は大きく変わりました
しかし東芝のCFSに対する取り組みは不適であることをお伝えします
→ モンゴル世論の反発
2011年9月 エルベグドルジ大統領
政府安全保障会議の承認なしに、いかなる核廃棄物処理の協議もしてはならない
→ MNIは事実上凍結 CFS構想は頓挫

東芝の粉飾決算の発覚

- 2015年1月
・東芝社内から、証券取引等監視委員会へ内部告発
社会インフラ事業部門(原子力事業を含む)で恒常的に利益の水増しが行われている
・さらに、「パソコンやテレビ事業での利益水増し」を示唆する内部告発も。
⇒ 東芝の粉飾問題が発覚

2015年11月12日 日経ビジネスオンライン

スクープ 東芝、米原発赤字も隠蔽 内部資料で判明した
米ウエスチングハウスの巨額減損
=WHが単体決算で、2012年度と2013年度に、総額1600億円の減損を計上した事を東芝は隠蔽していると報じる

2015年12月7日

証券取引等監視委員会
内閣総理大臣および金融庁長官に対して
金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき
東芝に73億7350万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告

2016年3月18日 2016年度事業計画説明会を開催
↓ その前日
2016年3月17日 東芝メディカルシステムズを6655億円でキャノンに売却
2016年4月26日 2016年3月期決算においてWHを含む原子力事業の
のれん代3300億円のうち2600億円を減損処理すると発表

2017年 半導体事業の分社化を正式に決定。

2017年1月27日
設計、原子炉等の製造・納入、建設工事の3つに分かれる
原発新設事業のうち建設工事について撤退を発表
2017年2月14日
綱川智社長
WHを買収した経営判断は失敗だった

2017年3月14日

WH株式を売却して、同年度中をめどに連結対象から外し
海外の原発事業から撤退する方針を発表

2017年3月29日

WH
米連邦破産法11条の適用をニューヨーク州連邦破産裁判所に申請
→ 東芝は、WHへの債務保証の引き当てなどが必要になり
同年3月期の赤字は1兆円超に拡大する見通し

GE・日立

2006年

GEと日立は原発事業の統合を発表

2007年

- ①日本国内の原発建設・保守・サービスを手掛ける
「日立GEニュークリア・エナジー」(出資比率: 日立80%、GE20%)
- ②日本以外の世界各地で原発の新規建設受注を目指す「GE日立
ニュークリア・エナジー」(出資比率: GE60%、日立40%)
をそれぞれ設立。

GE・日立

GEのCEO ジェフ・イ梅ルト氏

本件原発事故をきっかけに原発のコスト上昇が見込まれる一方
新型天然ガス「シェールガス」や風力に
発電用エネルギー源をシフトすると予見

原発は「(経済的に)正当化するのが非常に難しい」と発言
(2012.7.30日英紙フィナンシャル・タイムズ)

GE・日立

2017年2月1日

GE日立ニュークリア・エナジー
世界的に原発の新設が鈍っていることを受け
ウラン燃料の濃縮事業から撤退

2017年3月期に700億円の営業外損失が出る見通しを発表

GE・日立

GEおよび日立も

原発事業による巨額の損失を強いられており
その継続についての経営判断が迫られている

代位請求

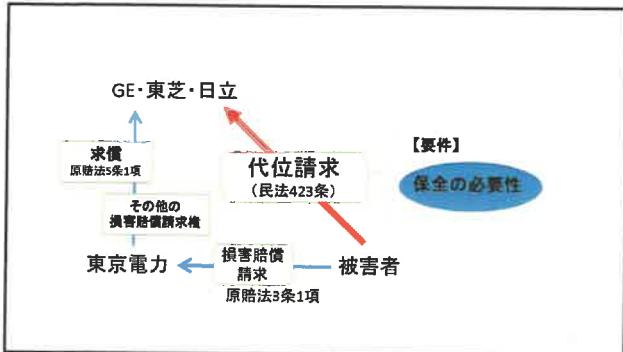
<原子力損害賠償法>

5条1項

第3条の場合において(原発事故が発生して、東京電力が被害者に損害賠償責任を負う場合)

その損害が第三者的故意により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する

原発メーカー



故意

=自己の行為が他人の権利を侵害し、その他違法と評価される事実を生じるであろうということを認識しながらあえてこれをする心理状態

本件に即して言えば

巨大な地震とか来ちゃったら大変な事故が起こっちゃうかもしれないけど…ま、しょうがないか
…という感じの心理状態

⇒ 第一審ではほぼ立証済み！

保全の必要性とは？

「債務者の無資力」とする学説・判例

原判決「東京電力は無資力ではない=保全の必要性はない」

⇓

1. 東京電力は無資力
 2. 「保全の必要性」 → 無資力要件不要
 - (1)密接関連性
 - (2)債権の満足を得られなくなる危険
- ⇒保全の必要性

1. 東京電力は無資力

倒産していない ⇔ 支援機構を通じて国民の税金を投入

賠償見積額

純資産(連結)8142億～2兆1021億円

純利益(H27.3月期連結)4541億円

全然足りない！

- 国が「援助」も、いつ何時打ち切られるか分からない
- 現に、本件原発事故被害者に対する支援は、今年に入って急速に縮小
- 国が「援助」を打ち切るか、東電に「援助」金の返済を強く求めれば、東電は翌日にでも倒産

2. 「無資力」要件は不要

・「保全の必要性」

債務者の財産関係に対する不当な干渉を排除する趣旨
→ 代位権の行使を「正当化できる事情」があればよいとする学説
・「正当化できる事情」とは…

被保全債権と被代位債権の「密接な関連性」

- a. 被保全債権(控訴人らの東京電力に対する損害賠償請求権)
- b. 被代位債権(東京電力の原発メーカーに対する求償権)

aとbは同一事故を原因とするから「密接な関連性」がある！

「無資力要件は不要」の根拠

- ・現行民法には(H29改正民法にも)書かれていない
- ・母法であるフランス民法典にも書かれていない
- ・民法起草者たちも一切言及していない

穂積陳重／富井政章／梅謙次郎

「無資力要件は不要！とする判例

- ・振り込め詐欺の裁判例(東京地裁H19.10.5)
「民法423条1項本文により債務者の有する債権を行使するには、債務者の資力がその債権を弁済するについて十分でないときを要すると解すべきであるのは、債務者の財産関係に対する債権者の不当な干渉を排除する趣旨であることに照らせば、本件のような(中略)場合には、その事情も債務者の無資力の判断において原告に有利に考慮されるべきである」
- ・不動産登記に関する最高裁判例(最高裁550.3.6)
「相続人は、右同時履行の抗弁権を失わせて買主に対する自己の代金債権を保全するため、債務者買主の資力の有無を問わず、民法四二三条一項本文により、買主に代位して、登記に応じない相続人に対する買主の所有権移転登記手続請求権を行使することができる」

「無資力要件は不要とする学説が有力！」

- ・山田希
「被保全債権と被代位債権の密接な関連性」があれば、無資力要件は不要
- ・平井宣雄
「被保全債権が...被代位権利...によって担保される關係が密接であればあるほど無資力要件はこれを要しないと考えるべきである」
- ・花房一彦
「債権者の権利行使の成果の利用が弁済にあてられるものと客観的に判断されるときには、債務者がたとえ当該権利以外に財産を十分に有しその財産によって債権者の権利を満足しうる場合であっても、代位権の行使は債務者の財産的自由を喪すことにはならないので、債務者の資力とは関係なく代位が認められる」

・林錫璋

「特定(金銭)債権保全のためにも代位権を転用する可能性を考えさせられるものがあらわれ、代位権の転用または拡張は、もはや例外的として放置する事が許されなくなり、無資力一般についても議論が生じた。」

・天野弘

「無資力理論は真に保護に値する債権者に対しては苛酷に、その逆の立場にある債務者・第三債務者両者を過保護する、という不公平な待遇に寄与することになる」

・甲斐道太郎

「この無資力要件を要しない判例の動向を、学説は債権保全の必要という要件が代位権行使の結果えられる債権者の具体的な利益の考量に即して判断され債権者の利益保護の社会的要請が強いところでは権利者としての債務者の自主性尊重といういわば抽象的一般的な法原理が後退せざるをえないことを示している」と評されている」

→ 本件では、債権者(=本件原発事故の被害者)が債権者代位権を行使して、原発メーカーに対する債権行使すべき社会的要請は東京電力の財産に対する自主性の尊重よりはるかに強い

「債権の満足を得られなくなる危険」で足りる

- ・明文規定が存在しない(民法にもフランス民法典にも)。
- ・学説(石坂音四郎、川名兼四郎、勝本正晃...)

東電は実質的に破綻 ⇒ 債権の満足を得られなくなる危険

賠償支払総額 7兆5,249億円
賠償額の見通し 9兆7,047億400万円
総負担額(廃炉、除染、中間貯蔵等含む)16兆円
純資産(連結)8142億～2兆1021億円
純利益(H27.3月期連結)4541億円

支援機構 資金交付7兆3,651億円+349億円(H29.8.23)
支援機構の交付は67回目 → 東電プレスリリースはコピペ

「当社は、(中略) 機構からの資金交付としてこれまでにxxx円を受領しておりますが、本年〇月
末までにお支払いする賠償額が、これらの金額の合計を上回る見込みであることを踏まえ、〇回
目の資金交付を要請していたものです。」

要賠償額に対しても、**9兆5,157億円**の資金交付(これは贈与ではなく
返済義務がある)を得ることが決定されている!

1. 東京電力は無資力
2. 「保全の必要性」 → 無資力要件不要
 - (1)密接関連性
 - (2)債権の満足を得られなくなる危険



どの見解によっても
保全の必要性はある!



平成26年5月21日福井地裁判決
「福島原発事故の後において
この判断を避けることは裁判所に
課された最も重要な責務を放棄する
に等しいものと考えられる」

本件原発事故後において
民法423条1項「保全の必要性」を
民法全体の理念である社会的公正の理念に照らして判断
⇒ 裁判所に課された最も重要な責務